

令和元年10月から 幼児教育・保育の無償化がスタートしました

- 無償化の対象となるためには、住民票のある市区町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。施設等利用給付認定申請書を必ず利用月の前月中に御提出ください。
 - (注1) 認可外保育施設は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。認可保育所や認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
 - (注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。
 - (注3) 申請書の提出がないまま利用月を迎えられますと、当月は無償化の対象外となってしまいますので、必ず期日を守って提出してください。
- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもは、月額3.7万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となります。
 - (注) 今回の申請書で認定を受けたのち、西脇市所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、西脇市に申請することが必要です。ただし、ひよこ保育園は園による代理での請求・受領を行っています。
- 都道府県等に届出をした認可外保育施設 に加え、
(一般的な認可外保育施設や、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等)
一時預かり事業、病児保育事業
ファミリー・サポート・センター事業 が対象です。
 - (注) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要ですが、現在基準を満たしていない施設がこれから基準を満たすため、5年間の猶予期間を設けています。5年間の猶予期間中、対象施設の範囲が市区町村によって異なる場合があります。

[基本的な手順のイメージ]



認可外保育施設 等

①利用契約

⑤領収証等
の発行

④利用料の
支払い

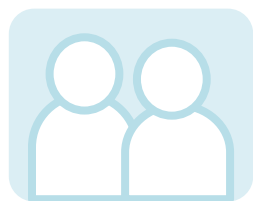
②施設等利用認定の申請

③施設等利用認定通知の交付

⑥施設等利用費の請求※

⑦施設等利用費の支払い※
(月額上限3.7万円まで)

※…⑥⑦について、認可外保育施設等が代理
で請求・受領を行う場合があります。



保護者の皆様



市区町村

- ※保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、市区町村に申請が必要です。
- ※請求・支払いの時期など、手順の詳細については、認定後御案内します。
- ※施設によって、手続きが異なる場合があります。
- ※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。御注意ください。

問合せ先：

【無償化の給付や保育の必要性の認定の手続について】

兵庫県 西脇市教育委員会幼保連携課（ようほれんけいか）

TEL：0795-22-3111（内線1161）

